

## REAL ESTATE TAX



## 登録免許税

## 不動産の登記をするときの税金

## ● 登録免許税とは ●

土地や住宅を取得すると、自分の権利を確保するために所有権の保存登記や移転登記をすることになります。

登記は、司法書士に依頼するというのが一般的なので、税金を納めているという感覚はあまりないかもしれません。しかし、登記のときには必ず税金を納めなければなりません。これが、登録免許税といわれるものです。

## 計算方法

この税金の計算は、次の算式によります。

$$\text{不動産の価額 (固定資産税評価額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

ここで「不動産の価額」というのは、原則として、固定資産課税台帳に登録された価額（固定資産税評価額）をいいます。

税率は、登記の内容によって異なりますので、その一覧表を掲げておきます。なお、表示登記には登録免許税は課税されません。

## 〈登録免許税率〉

登記の種類・原因		税率
所有権の保存登記		0.2%
所有権の移転登記	相続、合併	0.2%
	遺贈、贈与	1%
	売買等	1%
地上権、賃借権等の設定又は転賃の登記		0.5%
所有権の信託の登記		0.2%
抵当権の設定登記		債権金額の0.4%
仮登記	所有権の移転等	0.5%
	その他	本登記に係る税率の $\frac{1}{2}$

※平成15年4月1日から平成18年3月31日までは特例税率が適用されています。